

令和8年度 石川県サービス管理責任者等基礎研修 開催要項

1. 目的

障害者総合支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サービス管理責任者等」という。)の養成を図ることを目的とする。

2. 主催 石川県

3. 実施機関 社会福祉法人石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター

4. 対象者 県内の指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者等として活動しようとする者

- ※ **サービス管理責任者等として従事予定の方は「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」も受講する必要があります**(サービス管理責任者等基礎研修の講義とは異なりますのでご注意ください)。「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」を未受講の方は別途、研修受講を申し込みしてください。

石川県相談支援従事者初任者研修(講義部分)

開催期日 令和8年6月25日(木)、26日(金) オンライン研修

申込は別途お知らせする「令和8年度 石川県相談支援従事者初任者研修」開催要項をご確認ください。

- ※ 本研修は、受講時点(7月2日(木))において、サービス管理責任者等に必要な実務経験要件を満たす2年前から受講可
- ※ サービス管理責任者等に必要な実務経験要件は、別添資料2をご確認ください。
- ※ サービス管理責任者等とサービス提供責任者は異なります。サービス提供責任者(居宅系のサービス)については、当研修の受講の必要はありません。

5. 定員 160名

- ※ 県内の事業所勤務の方、県内在住の方からの申込のみとさせていただきます。
- ※ 定員超過の場合には、受講者を選考させていただく場合があります。
- ※ 1事業所から複数人お申し込みの場合、各事業所において推薦順位が高い方を優先的に受講決定させていただきます。

6. 日程・実施方法

区分	開催期日		実施場所・方法
講義	令和8年7月2日(木) 9:25~15:15 3日(金) 9:15~15:00		Zoomによるオンライン研修
演習	A日程	令和8年8月4日(火) 8:50~17:45	集合研修 石川県庁11階 1105会議室 (金沢市鞍月1丁目1番地)
	B日程	令和8年8月5日(水) 8:50~17:45	
	C日程	令和8年8月6日(木) 8:50~17:45	

※ 本研修の講義部分はZoomによるオンライン研修となります。入室URL等、詳細は受講承認後、別途メールにて通知します。

※ 演習は上記3日程に分けて実施予定で、いずれかの日程を受講いただきます。各日程の受講者数調整のため、日程の指定はできません。いずれの日程でも受講できるよう、勤務調整をお願いします。

※ 演習の受講日程は事務局で決定し、受講承認後に別途メールにて通知します。

7. 受講費用 5,000円(事前振込)

※ 受講費用は事前振込いただきます。詳細は受講承認後にご案内します。

8. 申込期限 5月29日(金)

9. 参加申込方法

石川県社会福祉協議会ホームページから、期日までにお申込みください。
申込手順は下記の通りです。

- ① 石川県社会福祉協議会ホームページ(URL: <https://www.isk-shakyo.or.jp/>)の上部メニュー「福祉の研修」をクリックします。
- ② 「研修新着情報」から受講希望の研修名をクリックすると、「検索結果」が画面の下方に表示されます。
- ③ 受講希望の研修であることを確認の上、右欄の「申込」をクリックすると、「研修申し込み」が表示されます。
- ④ 必要事項(※印は必須項目)を入力後、「申込確認画面へ」をクリックし、入力内容を確認の上、「申し込む」をクリックして、申し込み完了です。
- ⑤ 申し込み後、すぐに「受付確認書」がメールで送信されます。
メールが届かない場合は、メールアドレスが正しく入力されていない可能性がありますので、福祉総合研修センターまでご連絡ください。
なお、「受付確認書」は受講を承認するものではありません。後日、「受講選考結果」がメールで送信されます。

10. 「研修申し込み」画面に入力する際の注意事項

- (1) 事業所種別等であてはまるものがない場合は、その他を選び備考欄に入力してください。
- (2) 「推薦順位」欄は、受講希望者が同一事業所内で複数いる場合に入力してください。
- (3) 「推薦理由」欄は、申込される法人・事業所として受講を推薦する理由を記載してください。
なお、受講希望者にも受講理由を伝えた上で、本研修に臨んでいただくようお願いいたします。
また、現在、法人等に所属しておらず、今後、就職等のために資格取得が必要な方（個人での受講申込者）は、研修受講が必要な理由を記載してください。
- (4) 生年月日は修了証書に記載しますので、必ず入力してください。
※ 本人確認等で必要となります。詳細は「16. 修了証書の交付等」をご確認ください。
- (5) 「業務の従事年数」欄は、相談支援業務及び直接支援業務に従事した通算年数を、それぞれ入力してください。
- (6) 「資格の名称と資格に係る従事年数」欄は、別添資料2-②及び2-③のb、dに該当する資格をお持ちの場合、その名称と従事年数（資格登録日以降）を入力してください。
- (7) 「相談支援研修講義部分修了年度」欄は、「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講年度を入力してください。なお、未受講の場合は必ずその旨を入力してください。
- (8) 「今後の勤務形態」欄は、今後の勤務形態として、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者どちらか該当する方を一つ入力してください。
※ 入力内容により、修了証書の表記が異なります。詳細は「16. 修了証書の交付等」をご確認ください。

11. 演習課題

演習受講にあたっては課題を提出いただきます。

- ※ 詳細については別途ご案内します。
- ※ 課題未提出の場合や、提出された課題に不備が多い場合は、受講を取り消すことがあります。

12. 受講承認

定員の範囲で受講者を承認し、結果は6月10日（水）頃に、研修申込時に入力されたメールアドレスに通知します。

- ※ 受講承認日が過ぎても結果が届かない場合は必ず当センターにご連絡ください。

13. 研修資料

研修資料は6月29日（月）までに、申込時に入力されたメールアドレスに送信します。

- ※ 期日を過ぎても資料が届かない場合は必ず当センターにご連絡ください。

14. Zoom 接続テスト（任意）

Zoom の接続テストは、下記 URL より必要に応じて各自行ってください。

<https://zoom.us/test>

15. オンライン研修受講環境

受講環境は、「マイク・カメラ付きの PC(外付け可)」・「イヤホン」をご用意ください。

- ※ 原則、ネットワーク環境は有線が推奨されます。無線 Wi-Fi 環境を利用する場合は、同じ建物内でも電波状況にムラがあるので、電波状況の良い場所で受講してください。

16. 修了証書の交付等

研修を修了した者には、修了証書を交付します。

注1) 自然災害や交通機関の遅れ等のやむをえない事情がある場合を除き、30分以上の遅刻、不在、早退等の場合は、欠席とみなします。

注2) 受講態度が著しく不良である場合(オンライン講義中の居眠りや受講中の携帯電話の使用、グループワークに参加しない等)は、修了した者として認めない場合があります。

注3) 修了証書には、ご入力いただいた生年月日・受講者氏名が記載されます。ご本人確認等で必要となりますので、必ずお間違えのないようご注意ください。

注4) 修了証書の研修名は、それぞれに係る法律が異なるため、「サービス管理責任者基礎研修」及び「児童発達支援管理責任者基礎研修」に分かれます。ただし、研修名表記が異なるだけで、どちらか一方で両方の基礎研修を修了したものとみなします。

17. 個人情報の取り扱い

受講申込に関する個人情報は、本研修の運営及び修了者名簿の作成等ために使用し、他の目的で使用したり、無断で第三者に提供したりすることはありません。

＜申込・研修に関する問い合わせ先＞

石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター
〒920-0022 金沢市北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ4階
TEL 076 (221) 1833 FAX 076 (221) 1834

＜資格要件・制度に関する問い合わせ先＞

石川県障害保健福祉課 TEL 076 (225) 1428

令和8年度 石川県サービス管理責任者等基礎研修プログラム

◇講義(オンライン研修)

開催日	時間	内容
7月2日(木)	9:00~9:25	受付
	9:25~9:30	事務オリエンテーション
	9:30~15:15	行政説明
		サービス提供の基本的な考え方
		サービス提供のプロセス①
		昼食
		サービス提供のプロセス②
サービス等利用計画と個別支援計画の関係		
7月3日(金)	8:50~9:15	受付
	9:15~9:20	事務オリエンテーション
	9:20~15:00	サービス提供における利用者主体のアセスメント
		昼食
		個別支援計画作成のポイントと作成手順

◇演習(集合研修) 会場 石川県庁11階1105会議室

A日程：8月4日(火) / B日程：8月5日(水) / C日程：8月6日(木)	8:25~8:50	受付
	8:50~9:00	事務オリエンテーション
	9:00~17:45	個別支援計画の作成(演習)
		昼食
		個別支援計画の作成(演習)
		個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)及び記録方法(演習)

※ 当日は、ご自身のアカウント名にご留意ください。詳細は、受講承認後に別途メールにてご案内します。

※ 受講中(休憩含む)は、Zoomを退出しないでください。通信状況によっては、再入室不可となる場合がありますので、ご注意ください。

※ 研修時間は進行状況により前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の要件

【実務経験要件】

サービス管理責任者
(別添資料2-②参照)

児童発達支援管理責任者
(別添資料2-③参照)

【研修要件】

・「相談支援従事者初任者研修の講義部分(2日間)」を受講
(11h)

・「サービス管理責任者等基礎研修」を受講
(15h)

2年以上、
(注1)
相談支援
または
直接支援
の業務に
従事

・「サービス管理責任者等実践研修」を受講
(14.5h)

【資格取得】

サービス管理責任者

児童発達支援管理責任者

として配置

【資格更新】 (注2)

・「サービス管理責任者等更新研修」を受講
(6h)

※5年毎に受講

(注1) 実践研修の受講にかかる実務経験

受講日前5年間に於いて2年以上(一定要件を満たした場合は「6月以上」)の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある

【要件】

- ①基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置にかかる実務経験要件を満たしている。
- ②障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成業務(すでにサービス管理責任者が配置されている事業所において個別支援計画の原案作成までの一連の業務を行う等)に従事する。
- ③上記業務に従事することについて指定権者に届出を行う。

(注2) 更新研修の研修受講要件

・受講日前5年間に於いてサービス管理責任者等(※)として2年以上従事している、または現にサービス管理責任者等として従事している。

※サービス管理責任者、管理者、相談支援専門員

サービス管理責任者の要件となる実務経験について(H31. 4. 1～)

業務の範囲		業務内容	実務経験年数	
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	相談支援業務(※1)	i 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	通算5年以上	
		ii 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所、発達障害者支援センターの従業者		
		iii 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者		
		iv 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者		
		v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者		
		vi 病院若しくは診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、dに掲げる資格を有する者並びに i から v までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上のものに限る。)		
	直接支援業務(※2)	次の i ～ v に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者のいずれかに該当する者(社会福祉主事任用資格者等という。)が、直接支援の業務に従事した期間		通算8年以上
		i 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の従事者、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものの従業者		
		ii 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者		
		iii 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者		
		iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所の従業者		
v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者				
c	社会福祉主事任用資格者等でない者が、bの i ～ v の直接支援の業務に従事した期間	通算8年以上		
d	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	a～c通算3年以上かつd通算3年以上		

注)ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

※1)相談支援の業務とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。

※2)直接支援の業務とは、身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護又は日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務をいう。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について(H31. 4. 1～)

業務の範囲		業務内容	実務経験年数	
障害者（児）の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	相談支援業務	i 地域生活支援事業における相談支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	通算5年以上 (かつ下線部に従事した期間を除外して3年以上)	
		ii 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者		
		iii 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者		
		iv 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者		
		v 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)その他これらに準ずる機関の従業者		
		vi 病院若しくは診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、dに掲げる資格を有する者並びに i から v までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上のものに限る。)		
	直接支援業務	次の i ～ v に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者のいずれかに該当する者(社会福祉主事任用資格者等という。)が、直接支援の業務に従事した期間		通算8年以上 (かつ下線部に従事した期間を除外して3年以上)
		i 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床の従業者		
		ii 障害児通所支援事業、児童自立生活支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従事者		
		iii 病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者		
iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所の従事者				
v 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)その他これらに準ずる機関の従業者				
c	社会福祉主事任用資格者等でない者が、bの i ～ v の直接支援の業務に従事した期間		通算8年以上 (かつ下線部に従事した期間を除外して3年以上)	
d	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間		a～c通算3年以上 かつd通算5年以上	

注)ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。

※1)相談支援の業務とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これらに準ずる業務

※2)直接支援の業務とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務